

参 考

マイナンバーに関する留意事項

平成二十七年十月五日より「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行されましたが、マイナンバーは法律で定められた範囲以外での提供が禁止されております。（同法第19条）

そのため、各助成金の申請に際しては、添付いただく書類等にマイナンバーが記載されていないか充分ご確認くださいようお願いします。

なお、提出された添付書類等にマイナンバーが記載されている場合は、再提出等の対応をさせていただくなど支給に遅れが生じることとなりますので、予めご了承ください。